

千葉県国民健康保険作業部会設置要綱（案）

（目 的）

第 1 条 千葉県国民健康保険連携会議設置要綱第 2 条に基づき、千葉県国民健康保険連携会議（以下、「連携会議」という。）に次に掲げる作業部会を設置する。

（1）国保運営作業部会

（協議事項等）

第 2 条 作業部会における協議事項等の必要な事項は、千葉県国民健康保険作業部会開催要領にて別に定める。

（運 営）

第 3 条 作業部会は、必要の都度、千葉県健康福祉部保険指導課国保運営室長が招集し、主催する。

2 千葉県健康福祉部保険指導課国保運営室長は、必要があるときは構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 1 1 月 1 9 日から施行する。